

事務連絡  
平成21年3月26日

訪問系サービス事業者 各位

川崎市健康福祉局障害福祉課長

障害者自立支援法に基づく訪問系サービスの報酬改定等について（お知らせ）

日ごろから、障害者自立支援法に基づく訪問系サービス等の実施にあたりましては、格別のご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成21年度から、障害者自立支援法に基づく訪問系サービスの報酬につきまして、次のとおり、国において改正が予定されておりますので、請求事務等の実施にあたりましては、お手数ですが、改正内容を踏まえ、ご対応いただきますよう宜しくお願い申し上げます。また、移動支援事業について拳証資料の確保を簡素化するなど、一部制度の運用を変更しました点もございますので、併せて、お知らせいたします。

1 国の報酬改定内容＜訪問系サービス＞

居宅介護、重度訪問介護、行動援護において、次のとおり、平成21年4月から、報酬単価等の改定が予定されております。（\*国資料から抜粋）

(1) 居宅介護

身体介護については、サービスの効果的な実施を推進する観点から、短時間の訪問について評価を行う。家事援助については、経営実態調査の結果を踏まえた基本報酬の見直しを行う。

身体介護（30分未満）	230単位/回	254単位/回
家事援助（30分未満）	80単位/回	105単位/回
（1時間未満）	150単位/回	197単位/回
（1時間30分未満）	225単位/回	276単位/回

中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスについて評価を行う。

特別地域加算 所定単位数の15%を加算

サービス提供責任者において特に労力を要する初回時及び緊急時の対応について評価を行う。

初回加算	200単位/月
緊急時対応加算	1回につき100単位（月2回まで）

## (2) 重度訪問介護

基本報酬について、経営実態調査の結果を踏まえた単価見直しを行うとともに、サービス提供時間に即した給付とするために利用時間の区分の細分化を行う

(1時間未満)	160単位/回	183単位/回
(1時間30分未満)	(新設)	274単位/回
(2時間未満)	320単位/回	365単位/回
1時間増すごとに	143～152単位	30分増すごとに81～86単位

2人の従業者による移動介護について評価を行うとともに、居宅介護と同様に、特別地域加算、初回加算、緊急時対応加算を設ける。

## (3) 行動援護

基本報酬において、居宅介護(身体介護)と同様に短時間のサービス提供を評価するとともに、その利用の実情を踏まえ、1日当たり5時間以上8時間未満のサービスについて評価を行う。

(5時間30分未満)	1,768単位/回
(6時間未満)	1,916単位/回
(6時間30分未満)	2,064単位/回
(7時間未満)	2,212単位/回
(7時間30分未満)	2,360単位/回
(7時間30分以上)	2,508単位/回

居宅介護と同様に、特別地域加算、初回加算、緊急時対応加算を設ける。

(健康福祉局障害福祉課在宅サービス係 担当 戸兵)

電話 200-2654、2928